まとめと提言

食品表示は、消費者の安全の権利、知る権利、選択の権利を守るためになくてはならないものです。私たち食品表示を考える市民ネットワークは発足以来、参加団体やオブザーバー参加個人を含め、食品表示をより良いものにするために活動してきました。

その10年間の活動内容については巻末に一覧できるよう掲載してあります。インターネット検索も可能です。

消費者庁及び消費者委員会が発足し、食品表示法が制定されて、食品表示をめぐる問題は解決に向かうかと思われましたが、現実は足踏み状態か後退と言える状態です。

そこで今回活動報告書の発行に際し、諸問題解決への提言もまとめることにしました。

まず第一に、1995年の食品衛生法改正により、全ての食品添加物を指定制とした原則を徹底すべきです

具体的には、暫定的措置としてとられた「既存添加物名簿登載添加物」を指定制の対象から外す制度を廃止すべきです。制度発足後25年も経過しながら、未だに暫定的措置を続けることは理解不能です。

また、これと同時に発足した「一般飲食物添加物」指定不要とする制度も廃止すべきです。全ての食品添加物に安全性試験を義務づけ、厚生労働大臣が「人の健康を損なうおそれがない」と確認したもののみを製造使用させることが必要です。

食品表示法を抜本的に改正すべきです

食品表示法第3条基本理念には、以下のように定められています。

「消費者の安全及び自主的かつ合理的な選択の機会が確保され、ならびに消費者に対し必要な情報が提供されることが消費者の権利であることを尊重する。」

この文言は基本理念ではなく、食品表示法の目的として定めるべきです。

また、消費者の権利は単に尊重されるだけでなく、権利として確保されなくてはなりません。

消費者庁次長通知（平成22年10月・旧厚生労働省平成8年通知）の一部は廃止すべきです

食品表示法に基づく表示基準においては、食品添加物の物質名を重量順に表示することが義務化されています。

しかしながら次長通知において、「調味料（アミノ酸など）」の一括名表示・「加工デンプン」などの簡略名表示・「増粘多糖類」などの類別名表示を許容し、物質名表示を免除しているのです。

これらの食品添加物の中には、アレルゲンになるおそれのあるものも含まれていますが、物質名が表示されていないので、アレルギー専門医であっても原因を特定することが困難になっています。

消費者庁と消費者委員会は消費者第一主義を貫くべきです

食品表示法の基本理念において、小規模食品関連事業者の事業活動に及ぼす影響などを配慮すべきことが定められています。しかしながら、ほとんど全ての食品表示の見直しにおいて、中小事業者の「実行可能性」を理由に、例外規定や免除規定を定めようとする消費者庁の態度は、消費者の知る権利・選択の権利をないがしろにするものであって許されないと思います。

消費者庁設置法第3条は、「消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にのっとり、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けて、消費者の利益の擁護及び増進、商品及び役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保ならびに消費生活に密接に関連する物資の品質に関する表示に関する事務を行うことを任務とする」と定められています。

消費者庁は、この責務を自覚し、消費者第一主義を貫くべきです。

消費者委員会は消費者に寄り添い、消費者庁はじめ各省庁の消費者行政を監視するべきです。

2012.8.28 緊急院内学習会
「消費者が求める食品表示」

2012.9.25 消費者・市民団体
緊急合同記者会見「欠陥表示を許すな!」

2012.12.14 第1回メディア懇談会

2014.7.4 食品表示シンポジウム
「製造所固有記号って何?」

2015.11.21 国際シンポジウム2015
「消費者が選べる遺伝子組み換え食品表示をめざして」

参考資料

① 食品表示一元化検討会 報告書概要

消費者庁は、食品表示に関する一元的な法律の制定に向け、平成23年9月から平成24年8月まで食品表示一元化検討会を12回開催し、検討を行いました。

そして、検討会は「食品一元化検討会報告書」を取りまとめ、平成24年8月9日に公表しています。

「本報告書の基本的考え方に従って新たな食品表示制度を検討することが適当」であり、「加工食品の原料原産地表示」「中食、外食、インターネット販売の取扱い」「その他個別の表示事項（遺伝子組換え表示など、中間論点整理へのパブコメで多かった事項）」は今後さらに検討を行うこと、とされました。

概要は、下記の通りです。

【消費者庁ホームページより】

◆食品表示一元化検討会報告書　https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/past_public_comment/pdf/120809_1.pdf

② 食品表示法・食品表示基準

食品表示は、複数の法律があり、複雑なものになっていました。
消費者庁は、食品衛生法、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）及び健康増進法の3つの法律の食品表示に関する規定を一元化し、「食品表示法」（平成25年6月28日公布）のもと具体的な表示ルールである「食品表示基準」を策定しました。

平成27年4月1日に施行されましたが、5年間の準備期間を経て、令和2年4月1日に完全施行されました。施行に関するタイムスケジュールは、下記の通りです。

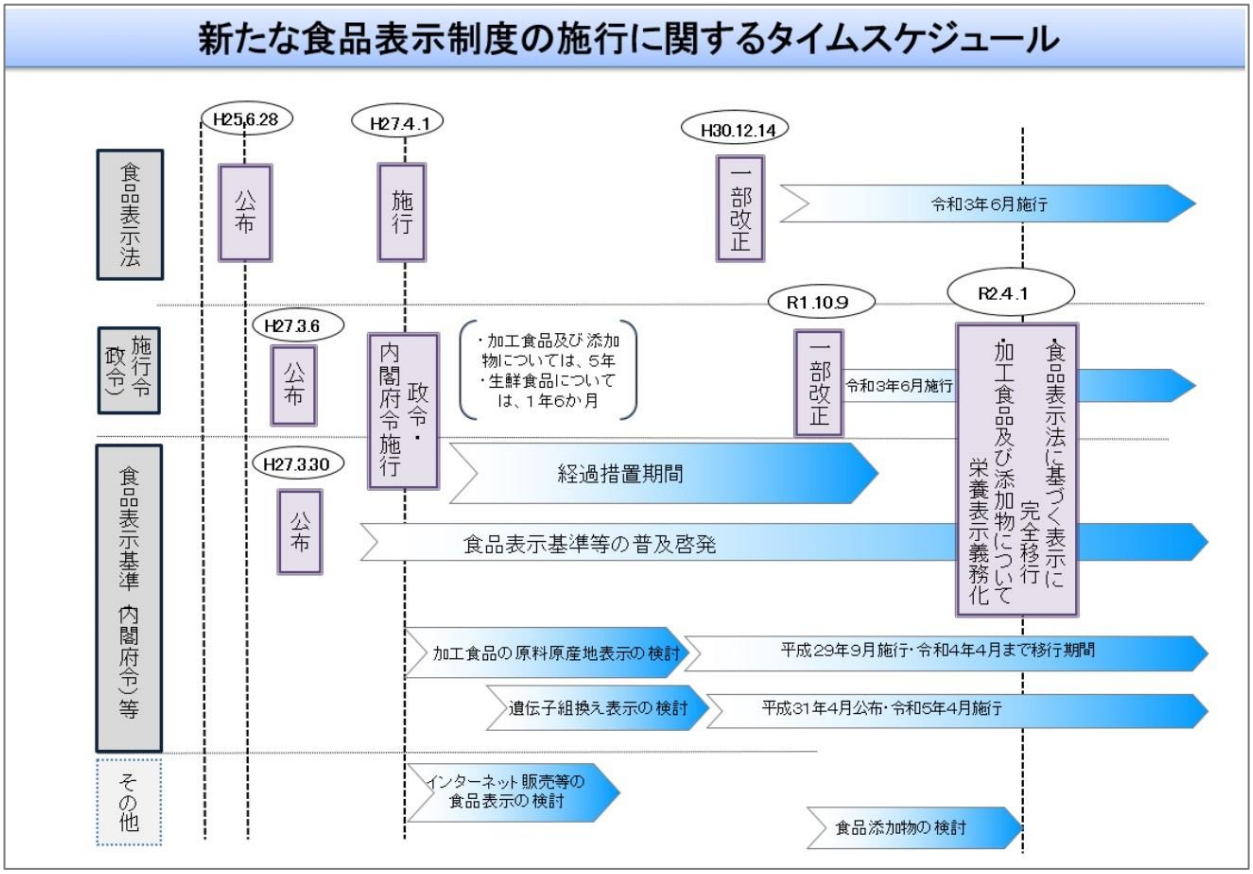

【令和2年4月1日 消費者庁 News Release より】

食品表示法

https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=425AC0000000070

食品表示基準

https://elaws.e-gov.go.jp/document?law_unique_id=427M60000002010_20200716_502M60000002052

これまでの食品表示基準の改正概要について

【消費者庁ホームページより引用】

公布日	主な改正事項	概要
令和2年 7月16日	食品添加物に係る表示	「食品添加物表示制度に関する検討会報告書」を踏まえ、「人工」及び「合成」を冠した食品添加物の用途名（甘味料、着色料及び保存料）及び一括名（香料）について、「人工」及び「合成」の用語を削除。 施行日：令和2年7月16日施行 経過措置：令和4年3月31日まで
	原料ふぐの種類に係る表示	ふぐの種類について、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第6条第2号に基づく通知「ふぐの衛生確保について」（昭和58年環乳第59号厚生省環境衛生局長通知）が改正されたため、ふぐの種類の標準和名のリストから「しろあみふぐ」を削除。 施行日：令和2年7月16日施行
	特色のある原材料等に係る表示 ほか	有機畜産物について、日本農林規格等に関する法律施行令（昭和26年政令第291号）の改正により、有機畜産物等が指定農林物資として表示規制の対象となったことを踏まえ、該当する告示を引用するよう改正。 施行日：令和2年7月16日施行
	新旧対照表	https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/pdf/food_labeling_act_190425_0006.pdf
令和2年 3月27日	指定成分等含有食品に係る表示	食品衛生法（昭和22年法律第233号）の改正による指定成分等含有食品（特別の注意を必要とする成分等を含む食品）に関わる健康被害情報の届出制度の創設に伴い、「指定成分等含有食品である旨」、「指定成分等について食品衛生上の危害の発生を防止する見地から特別の注意を必要とする成分又は物である旨」等の表示を義務づけ。 施行日：令和2年6月1日施行
	生水牛乳表示	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）の改正により、乳の範囲に「生水牛乳」が追加されたことから、乳の範囲に「生水牛乳」を追加するよう改正。 施行日： 令和2年6月1日施行
	農産物漬物の内容量表示	計量法（平成4年法律第51号）における農産物漬物の計量方法について、商品の実態を反映した見直しが行われたことを踏まえ、農産物漬物について、計量法の計量方法に基づき内容量を表示するよう改正。 施行日：令和2年3月27日施行
	精米年月日表示ほか	古い「精米年月日」表示の商品が売れ残ること等により生じる食品ロスの問題や物流上の問題に対応するため、「精米年月日」表示を「年月日」だけでなく、「年月旬」でも表示できるよう改正。 施行日：令和2年3月27日施行 経過措置：令和4年3月31日まで

	新旧対照表	https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/pdf/food_labeling_cms101_200327_07.pdf 改正は含まない。
平成31年 4月25日	遺伝子組換え表示	遺伝子組換えに関する任意表示制度について、大豆及びとうもろこしについては、分別生産流通管理を実施し、遺伝子組換え農産物の混入を5%以下に抑えているものについては、「遺伝子組換えでない」旨の表示を可能としていたが、「遺伝子組換え表示制度に関する検討会報告書」を踏まえ、 ① 分別生産流通管理を実施し、遺伝子組換え農産物の混入を5%以下に抑えているものについては、適切に分別生産流通管理している旨、事実に即した表示を行えることとし、 ② さらに、遺伝子組換え農産物の混入が認められない（不検出）場合のみ「遺伝子組換えでない」旨の表示を認めることとするよう改正。 施行日：令和5年4月1日施行 経過措置：令和5年3月31日までに改正前の食品表示基準により表示した食品については同年4月1日以降も販売可
	新旧対照表	https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/pdf/food_labeling_act_190425_0006.pdf
平成30年 9月21日	無菌充填豆腐に係る表示	従来の冷蔵保存の豆腐とは別に、常温保存可能な無菌充填豆腐の流通が可能となったことから、無菌充填豆腐に対し、「常温保存可能品」の表示を義務づけ。
	ボロニアソーセーMortadella Bologna（モルタデッラボローニャ）の一般的な名称に係る表示ほか	特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成26年法律第84号）により保護対象とされている「Mortadella Bologna（モルタデッラボローニャ）」について、ボロニアソーセージと名称表示ができるよう改正。 施行日：平成30年9月21日施行
	新旧対照表	https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/pdf/food_labeling_act_180927_0001.pdf
平成29年 9月1日	加工食品の原料原産地表示	「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会中間取りまとめ」を踏まえ、輸入品を除く全ての加工食品に原料原産地表示を義務づけ。原則として製品に占める重量割合上位1位の原材料が義務表示の対象。 施行日：平成29年9月1日施行 経過措置：令和4年3月31日まで
	新旧対照表	https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/pdf/food_labeling_act_180927_0002.pdf

新しい食品表示制度

【消費者庁 平成30年度版 消費者白書より引用】

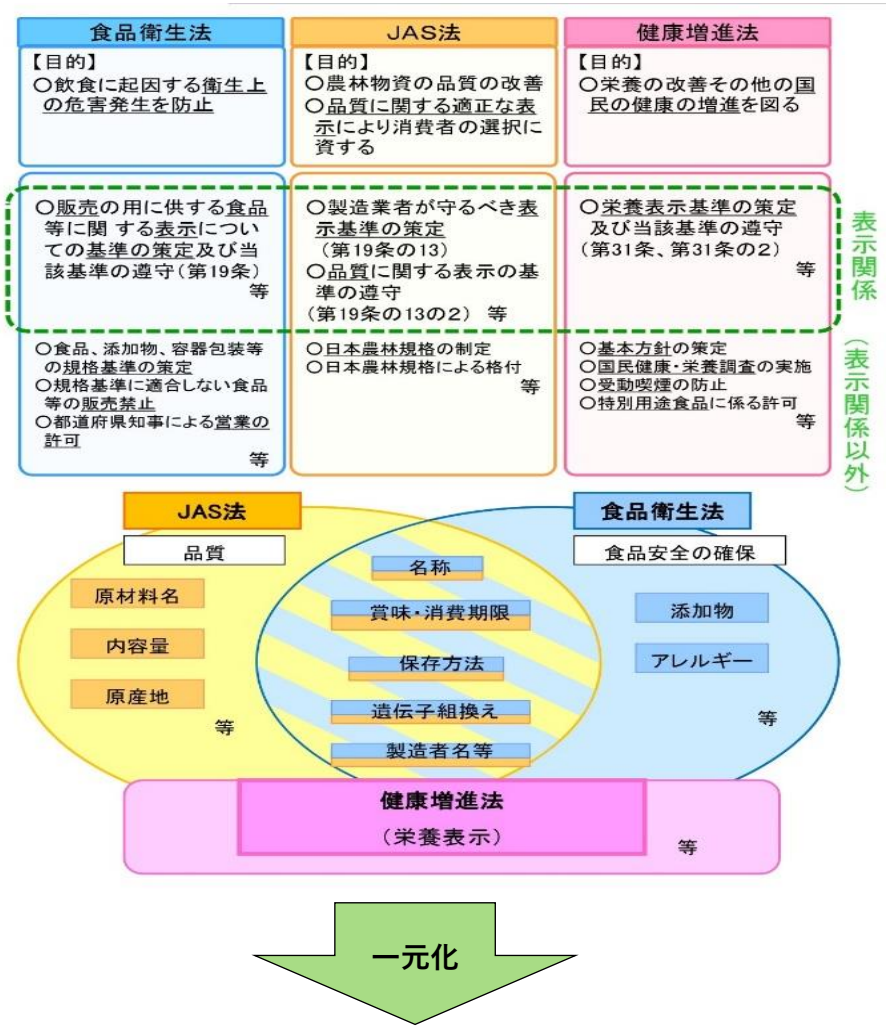

食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）

【目的】

食品を摂取する際の安全性及び一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会の確保

〈新たな食品表示基準のポイント〉

① 加工食品と生鮮食品の区分の統一
② 製造所固有記号の使用に係るルールの改善
③ アレルギー表示に係るルールの改善
④ 栄養成分表示の義務化
⑤ 栄養強化表示に係るルールの改善
⑥ 原材料名表示灯に係るルールの改善
⑦ 販売のように供する添加物の表示に係るルールの改善
⑧ 通知等に記載されている表示ルールの一部を規定
⑨ 表示レイアウトの改善
⑩ 新たな機能性表示制度の創設

※「食品表示法」及び食品表示法に基づく「食品表示基準」は 2015 年 4 月から施行。

食品表示法の概要

食品を摂取する際の安全性及び一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会を確保するため、食品衛生法、JAS法及び健康増進法の食品表示に関する規定を統合して食品の表示に関する包括的かつ一元的な制度を創設。（現行、任意制度となっている栄養表示についても、義務化が可能な枠組みとする）

- 整合性の取れた標示基準の制定
- 消費者、事業者双方にとって分かりやすい表示
- 消費者の日々の栄養・食生活管理による健康増進に寄与
- 効果的・効率的な法執行

目的

消費者基本法の基本理念を踏まえて、表示義務づけの目的を統一・拡大

・食品を摂取する際の安全性

・一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会の確保

基本理念（3条）

・食品表示の適正確保のための施策は、消費者基本法に基づく消費者政策の一環として、消費者の権利（安全確保、選択の機会確保、必要な情報の提供）の尊重と消費者の自立の支援を基本

・食品の生産の現況等を踏まえ、小規模の食品関連事業者の事業活動に及ぼす影響等に配慮

食品表示基準（4条）

内閣総理大臣は、食品を安全に摂取し、自主的かつ合理的に選択するため、食品表示基準を策定

①名称、アレルゲン、保存の方法、消費期限、原材料、添加物、栄養成分の量及び熱量、原産地その他食品関連事業者等が表示すべき事項

②前号に掲げる事項を表示する際に食品関連事業者等が遵守すべき事項

食品表示基準の策定・変更

～厚生労働大臣・農林水産大臣・財務大臣に協議／消費者委員会の意見聴取

食品表示基準の遵守（5条）

食品関連事業者等は、食品表示基準に従い、食品の表示をする義務

指示等（6条・7条）

内閣総理大臣（食品全般）、農林水産大臣（酒類以外の食品）、財務大臣（酒類）～食品表示基準に違反した食品関連事業者に対し、表示事項を表示し、遵守事項を遵守すべき旨を指示

内閣総理大臣～指示を受けた者が、正当な理由なく指示に従わなかったときは、命令

内閣総理大臣～緊急の必要があるとき、食品の回収等や業務停止を命令

指示・命令時には、その旨を公表

立入検査等（8条～10条）

違反調査のため必要がある場合 ～立入検査、報告徴収、書類等の提出命令、質問、収去

内閣総理大臣に対する申出等（11条・12条）

何人も、食品の表示が適正でないため一般消費者の利益が害されていると認めるとき～内閣総理大臣等に申出可⇒内閣総理大臣等は、必要な調査を行い、申出の内容が事実であれば、適切な措置

著しく事実に相違する表示行為・おそれへの差止請求権（適格消費者団体～特定商取引法、景品表示法と同様の規定）

権限の委任（15条）

内閣総理大臣の権限の一部を消費者庁長官に委任

内閣総理大臣・消費者庁長官の権限の一部を都道府県知事・保健所設置市等に委任（政令）

罰則（17条～23条）

食品表示基準違反（安全性に関する表示、原産地・原料原産地表示の違反）、命令違反等について罰則を規定

附則

施行期日～平成27年4月1日

施行から3年後に見直す旨規定を設けるほか、所要の規定を整備

（参考）表示基準（内閣府令）の取扱い

表示基準の整理・統合は、内閣府令で規定（法律の一元化による表示義務の範囲の変更はない。）

【今後の検討課題】

＊中食・外食（アレルギー表示）※、インターネット販売の取扱い～当面、実態調査等を実施

＊遺伝子組換え表示、添加物表示の取扱い～当面、国内外の表示ルールの調査等を実施

＊加工食品の原料原産地表示の取扱い～当面、現行制度の下での拡充を図りつつ、表示ルールの調査等を実施

→上記課題のうち、準備が整ったものから、順次、新たな検討の場で検討を開始

※平成26年4月から「外食等におけるアレルゲン情報の提供のあり方検討会」を開催し、同年12月に中間報告を取りまとめ、食品表示の文字のポイント数拡大の検討等

加工食品の栄養成分表示が義務化されます。

- 容器包装に入れられた加工食品には、**熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウム**の５成分が表示されるようになります※ 。
- ナトリウムの量は、消費者にとって分かりやすい**「食塩相当量」**で表示されます（ナトリウム塩を添加していない食品にのみ、ナトリウムの量を併記することができます。）。
- 栄養成分表示を活用して、健康的な食事の摂取に役立てましょう。

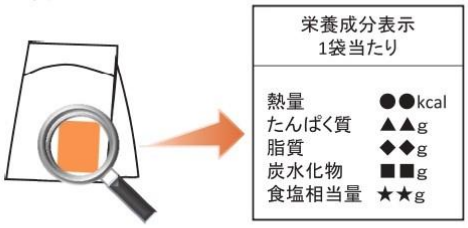

※ 以下のものには、栄養成分の表示の省略が認められています。
①表示可能面積が小さいもの
②酒類
③栄養の供給源としての寄与の程度が小さいもの
④極めて短期間で原材料が変更されるもの
⑤小規模事業者が販売するもの　　等

●加工食品の栄養成分表示

食品表示法では、上記5成分を、原則として、全ての一般用加工食品及び一般用添加物に表示することが義務づけられました。

【平成27年度版 消費者白書】

アレルギー表示が変わります。

- 原則として、**個別表記**になります。

（個別表記の例）　アレルギー表示は下線部（実際の商品にはありません。）

原材料名	準チョコレート（パーム油（大豆を含む）、砂糖、全粉乳、ココアパウダー、乳糖、カカオマス、食塩）、小麦粉、ショートニング（牛肉を含む）、砂糖、卵、コーンシロップ、乳又は乳製品を主要原料とする食品、ぶどう糖、麦芽糖、加工油脂、カラメルシロップ、食塩
添加物	ソルビトール、酒精、乳化剤、膨張剤、香料

- **特定加工食品※及びその拡大表記が廃止**されます。

※ 特定加工食品とは、表記として特定原材料名又は代替表記を含まないが、一般的に特定原材料等を含むことが予測できると考えられてきたものをいいます。

（特定加工食品の例）

卵の特定加工食品
マヨネーズ
小麦の特定加工食品
パン

新制度では、これらの食品についても、アレルギー表示がされるようになります。

- 一括表示をする場合は、別記様式内に、**使用された全てのアレルゲンがまとめて表示**されます。

（一括表示の例）　アレルギー表示は下線部（実際の商品にはありません。）

原材料名	準チョコレート（パーム油、砂糖、全粉乳、ココアパウダー、乳糖、カカオマス、食塩）、小麦粉、ショートニング、砂糖、卵、コーンシロップ、乳又は乳製品を主要原料とする食品、ぶどう糖、麦芽糖、加工油脂、カラメルシロップ、食塩、（一部に小麦・卵・乳成分・牛肉・大豆を含む）
添加物	ソルビトール、酒精、乳化剤、膨張剤、香料、（一部に大豆・乳成分を含む）

●アレルギー表示

上記のように個別表記になります。

★特定原材料(表示義務7品目)
　そば、落花生、乳、小麦、かに、えび、卵

★特定原材料以外
　（表示が推奨されている21品目）
　アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイ、牛肉、くるみ、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、リンゴ、ゼラチン

【平成27年度版 消費者白書】

③ 食品表示ネット活動歴 要望書・意見書提出一覧表

年月日	意見書提出、シンポジウム開催等
2011年 3月3日	「食品表示法要綱案」を提出 主婦連合会と食の安全・監視市民委員会 提出先：消費者庁 http://foodlabeling-net.main.jp/label/?p=188
2011年 11月11日	公開シンポジウム『消費者が考える食品表示の一元化～生産者と消費者をつなぎ、消費者の知る・選ぶ権利の確保を～』を開催
2011年 11月11日	食品表示を考える市民ネットワークを結成
2012年 1月17日	消費者庁が進める食品表示一元化に関する「食品表示一元化検討会」の議論の進め方 についての意見書を提出 提出先：食品表示一元化検討会 http://foodlabeling-net.main.jp/label/?p=192
2012年 2月10日	「食品表示法制定への要望書」を提出 提出先：内閣府消費者問題担当政務三役、消費者庁長官 http://foodlabeling-net.main.jp/label/?p=195
2012年 3月23日	消費者庁主催・食品表示一元化検討会 中間論点整理に関する意見交換会に参加
2012年 4月18日	「一元化検討方向に関する意見」を提出 提出先：食品表示一元化検討会 http://foodlabeling-net.main.jp/label/?p=253
2012年 5月11日	消費者が考えるわかりやすい表示等に関する「意見書」を提出 提出先：食品表示一元化検討会 http://foodlabeling-net.main.jp/label/?p=256
2012年 6月28日	「食品表示一元化検討会報告書案への意見」を提出 提出先：食品表示一元化検討会 http://foodlabeling-net.main.jp/label/?p=260
2012年 7月1日	食品表示法制定への意見書を提出 提出先：消費者問題担当大臣政務三役、消費者庁長官 http://foodlabeling-net.main.jp/label/?p=201
2012年 8月3日	食品表示一元化検討会報告書（案）への意見を提出 提出先：食品表示一元化検討会 http://foodlabeling-net.main.jp/label/?p=229
2012年 8月28日	食品表示法制定への要望書を提出 提出先：内閣府大臣（消費者及び食品安全担当）、消費者庁長官 http://foodlabeling-net.main.jp/label/?p=204
2012年 8月28日	緊急院内学習会「消費者が求める食品表示」を開催
2012年 9月25日	消費者・市民団体緊急合同記者会見「欠陥表示を許すな！」を開催

2012年 10月24日	食品表示法制定への要望書を提出 提出先:内閣府消費者及び食品安全担当大臣、消費者庁長官 http://foodlabeling-net.main.jp/label/?p=207
2012年 10月24日	意見書「食品表示法制定について」を提出 提出先:消費者庁長官 http://foodlabeling-net.main.jp/label/?p=273
2012年 11月22日	消費者庁主催・新食品表示制度についての意見交換会に参加
2012年 12月14日	第1回メディア懇談会「こうすればできる食品表示」を開催
2013年 1月31日	新食品表示法院内シンポジウム「どうなる・どうする食品表示」を開催
2013年 4月2日	第2回メディア懇談会「食品添加物と表示　食品表示見ればわかる?」を開催
2013年 4月20日	小冊子「知っていますか?食品表示のこと」を編著(発行:食の安全・監視市民委員会)
2013年 4月23日	第3回メディア懇談会「遺伝子組換え食品表示」を開催
2013年 5月13日	食品表示法付帯決議市民案を衆議院消費者問題に関する特別委員会委員へ提案 提出先:衆議院消費者問題に関する特別委員会委員 http://foodlabeling-net.main.jp/label/?p=327
2013年 6月10日	食品表示法付帯決議市民案を参議院消費者問題に関する特別委員会委員へ提案 提出先:参議院消費者問題に関する特別委員会委員 http://foodlabeling-net.main.jp/label/?p=341
2013年 7月11日	第4回メディア懇談会「食品表示法勉強会」を開催
2013年 9月26日	第5回メディア懇談会「栄養成分表示のための測定法」を開催
2013年 10月11日	第6回メディア懇談会「内閣府令・次長通知を読む」(パートⅠ) を開催
2013年 11月8日	食品表示法の政令・内閣府令についての要望書を提出 http://foodlabeling-net.main.jp/label/?p=282
2013年 11月15日	第7回メディア懇談会を「食品表示基準策定に向け、JAS法と食衛法の矛盾点、整理すべき課題は何か」(パート2)を開催
2013年 12月6日	第8回メディア懇談会「メニューの偽装表示を考える」を開催
2013年 12月20日	健康食品の機能性表示検討会開催手続きについて抗議文を提出 提出先:内閣総理大臣
2014年 1月28日	第9回メディア懇談会「消費者委員会食品表示部会に 3つの調査会を設置」を開催
2014年 2月20日	第10回メディア懇談会「食品の安全と表示の直近課題」を開催

2014年 3月7日	未承認の食品添加物「過酢酸製剤」を使用した食品の流通を止めるとともに健康影響評価に相応しいデータの提出を求める意見書を提出 提出先：厚生労働大臣、内閣府消費者及び食品安全担当大臣 http://foodlabeling-net.main.jp/label/?p=373
2014年 3月28日	第11回メディア懇談会「どうなる？ 食品表示！」を開催
2014年 4月24日	第12回メディア懇談会「遺伝子組換え食品の規制と表示」を開催
2014年 5月8日	食品安全委員会ホームページからの削除を求める「申入書」を提出 提出先：食品安全委員会委員長 http://foodlabeling-net.main.jp/label/?p=366
2014年 6月13日 ～24日	「製造所固有記号」市民による実態調査を実施 http://foodlabeling-net.main.jp/label/?p=944
2014年 7月4日	食品表示シンポジウム「製造所固有記号って何？」～市民による実態調査を実施、その結果は？～を開催 http://foodlabeling-net.main.jp/label/?p=936
2014年 7月19日	消費者委員会下部組織の会議運用のあり方に関する申し合わせに対して抗議文を提出 提出先：消費者問題担当大臣、消費者庁長官、消費者委員会委員長 http://foodlabeling-net.main.jp/label/?p=1000
2014年 7月26日	学習会「トランス脂肪酸について」を開催 http://foodlabeling-net.main.jp/label/?p=981
2014年 8月10日	消費者庁「食品表示基準（案）」にパブリックコメントを提出 提出先：消費者庁 http://foodlabeling-net.main.jp/label/?p=1054
2014年 8月22日	消費者庁「食品の新たな機能性表示制度に関する検討会報告書」へ意見書を提出 提出先：消費者担当大臣、消費者庁長官、消費者委員会委員長 http://foodlabeling-net.main.jp/label/?p=1021
2014年 9月12日	食品の栄養成分表示にトランス脂肪酸含有量の表示を求めて意見・質問書を提出 提出先：消費者担当大臣、消費者庁長官、消費者委員会委員長 http://foodlabeling-net.main.jp/label/?p=1062
2014年 10月7日	第13回メディア懇談会「消費者の権利を侵害 事業者寄りの新食品表示基準案を認めない」を開催
2014年 10月10日	消費者庁が提示したパブコメ後の食品表示基準変更案へ意見書を提出 提出先：消費者担当大臣、消費者庁長官、消費者委員会委員長 http://foodlabeling-net.main.jp/label/?p=1093
2014年 11月7日	食品表示基準案「答申書」へ反対の意思を表明するとともに消費者委員会への抗議文を提出 提出先：消費者担当大臣、消費者庁長官、消費者委員会委員長 http://foodlabeling-net.main.jp/label/?p=1107
2015年 1月13日	健康産業新聞2014年11月5日号「主張」欄への公開質問を実施 http://foodlabeling-net.main.jp/label/?p=1122

2015年 2月3日	健康産業新聞2014年11月5日号「主張」欄への公開質問への回答を公表 http://foodlabeling-net.main.jp/label/?p=1139
2015年 2月27日	「健康産業新聞」の「主張」と私たちの公開質問状への「返信」内容に抗議 http://foodlabeling-net.main.jp/label/?p=1148
2015年 3月6日	意見書「ノンアルコール飲料の特定保健用食品許可に抗議するとともに、許可の取り消しを求めます」を提出 提出先：消費者担当大臣、消費者庁長官、消費者委員会委員長 http://foodlabeling-net.main.jp/label/?p=1157
2015年 4月14日	トランス脂肪酸の表示義務化に向けて要望書を提出 提出先：消費者担当大臣、消費者庁長官、消費者委員会委員長 http://foodlabeling-net.main.jp/label/?p=1163
2015年 6月4日	機能性表示制度の見直しを求める意見書を提出 提出先：消費者担当大臣、消費者庁長官、消費者委員会委員長 http://foodlabeling-net.main.jp/label/?p=1176
2015年 7月15日	緊急院内集会「消費者を惑わす機能性表示食品制度－消費者庁担当者に問う －」を開催
2015年 8月31日	意見書「原料原産地・食品添加物・遺伝子組換え食品表示等の検討を早急に開始することを求めます」を提出 提出先：消費者担当大臣、消費者庁長官、消費者委員会委員長 http://foodlabeling-net.main.jp/label/?p=1216
2015年 8月31日	意見書「食品表示法改正の要望」を提出 提出先：消費者担当大臣、消費者庁長官、消費者委員会委員長 http://foodlabeling-net.main.jp/label/?p=1221
2015年 9月3日	意見書「欠陥制度である機能性表示食品制度の運用停止・廃止を求めます」を提出 提出先：消費者担当大臣、消費者庁長官、消費者委員会委員長 http://foodlabeling-net.main.jp/label/?p=1229
2015年 11月21日	11月21日　国際シンポジウム2015「消費者が選べる遺伝子組換え食品表示をめざして」を開催
2015年 11月25日	機能性表示食品制度の廃止を求める要望書を提出 提出先：消費者及び食品安全担当大臣、消費者庁長官 http://foodlabeling-net.main.jp/label/?p=1352
2016年 1月25日	「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」開催にあたっての要望書を提出 提出先：農林水産大臣、内閣府消費者及び食品安全担当大臣、消費者庁長官、加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会委員 http://foodlabeling-net.main.jp/label/?p=1359
2016年 1月28日	食品安全監視体制の抜本的強化・充実を求める要望書を提出 提出先：内閣総理大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、環境大臣、消費者及び食品安全担当大臣、消費者庁長官 http://foodlabeling-net.main.jp/label/?p=1367
2016年 3月3日	第14回メディア懇談会「エリスリトール、海外では添加物、なぜ日本では食品!?」を開催
2016年 4月4日	自民党国会議員の暴力行為に対して抗議書を提出 http://foodlabeling-net.main.jp/label/?p=1393

2016年 4月12日	再度、自民党国会議員の暴力行為に対して抗議書を提出 http://foodlabeling-net.main.jp/label/?p=1405
2016年 5月19日	「健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について」意見を提出 提出先：消費者庁 http://foodlabeling-net.main.jp/label/?p=1413
2016年 5月20日	「健康食品の表示・広告の適正化に向けた対応策と、特定保健用食品の精度・運用見直しについての建議」へ要望書を提出 提出先：内閣府消費者及び食品安全担当大臣、消費者庁長官、消費者委員会委員長 http://foodlabeling-net.main.jp/label/?p=1426
2016年 8月2日	機能性表示食品に関する事後調査結果の詳細公表を求める意見書を提出 提出先：消費者担当大臣、消費者庁長官、消費者委員会委員長 http://foodlabeling-net.main.jp/label/?p=1434
2016年 8月2日	食品添加物表示基準に関する諮問及び審議について要望書を提出 提出先：消費者担当大臣、消費者庁長官、消費者委員会委員長 http://foodlabeling-net.main.jp/label/?p=1441
2016年 8月30日	加工食品の原料原産地表示に関する意見書を提出 提出先：消費者担当大臣、消費者庁長官、消費者委員会委員長 http://foodlabeling-net.main.jp/label/?p=1448
2016年 9月9日	機能性表示食品制度及び食品添加物、加工食品の原料原産地表示について、消費者庁との意見交換を実施
2016年 9月29日	チーム活動・勉強会「食品添加物基礎知識について」を開催
2016年 10月7日	トクホ違反横行に抗議する要望書を提出 提出先：消費者担当大臣、消費者庁長官、消費者委員会委員長 http://foodlabeling-net.main.jp/label/?p=1472
2016年 11月23日	トクホ（特定保健用食品）関する意見書「保健機能食品の事後チェック体制の整備・強化を」を提出 提出先：消費者担当大臣、消費者庁長官、消費者委員会委員長 http://foodlabeling-net.main.jp/label/?p=1495
2016年 12月16日	消費者庁において、10/7 及び 11/23 に提出した意見書の回答を聞く会を開催
2017年 1月11日	機能性表示食品の対象範囲拡大に反対する意見書を提出 提出先：消費者担当大臣、消費者庁長官、消費者委員会委員長 http://foodlabeling-net.main.jp/label/?p=1541
2017年 1月19日	第16回メディア懇談会「信頼できる食品表示って　何だろう?!」を開催
2017年 1月27日	遺伝子組換え食品表示検討会の委員選出について意見書を提出 提出先：消費者担当大臣、消費者庁長官 http://foodlabeling-net.main.jp/label/?p=1552
2017年 4月25日	食品表示基準の一部を改正する内閣府令（案）に関するパブリックコメントを提出 提出先：消費者庁 http://foodlabeling-net.main.jp/label/?p=1565

2017年 6月16日	第17回メディア懇談会「食品表示基準改正案の問題点 加工食品の原料原産地表示と検討が始まった遺伝子組換え食品表示への見解」を開催
2017年 6月16日	規制改革推進会議の答申に抗議する意見書を提出 提出先：内閣総理大臣、消費者担当大臣、消費者庁長官、消費者委員会委員長、規制改革推進会議議長 http://foodlabeling-net.main.jp/label/?p=1579
2017年 9月14日	遺伝子組換え食品表示の検討に向けて意見書を提出 提出先：消費者担当大臣、消費者庁長官、消費者委員会委員長と遺伝子組換え表示制度に関する検討会委員10名宛て http://foodlabeling-net.main.jp/label/?p=1589
2017年 10月11日	遺伝子組換え表示制度に関する検討会で表示義務対象範囲について再討議を要請する意見書を提出 提出先：消費者庁長官、遺伝子組換え表示制度に関する検討会座長ならびに委員 http://foodlabeling-net.main.jp/label/?p=1613
2018年 3月12日	遺伝子組換え表示制度に関する検討会報告書の再検討を求める意見書を提出 提出先：消費者及び食品安全問題担当大臣、消費者委員会委員長 http://foodlabeling-net.main.jp/label/?p=1621
2018年 4月13日	4/13 シンポジウム「日本の食品添加物のいま」～日本の食は安全という思い込み～を開催 http://foodlabeling-net.main.jp/label/?p=1645
2018年 12月17日	消費者委員会食品表示部会の審議に対する要望書を提出 提出先：消費者及び食品安全担当大臣、消費者庁長官、消費者委員会委員長、食品表示部会長、食品表示部会委員 http://foodlabeling-net.main.jp/label/?p=1632
2019年 7月19日	食品添加物検討内容に関する意見書を提出 提出先：消費者問題担当大臣、消費者庁長官 http://foodlabeling-net.main.jp/label/?p=1697
2020年 2月12日	機能性表示食品に対する事後チェックの透明性の確保等に関する指針（案）への意見書を提出 提出先：消費者庁 http://foodlabeling-net.main.jp/label/?p=1713
2021年 3月3日	食品表示を考える市民ネットワーク活動報告書発行

食品表示を考える市民ネットワーク構成団体

食の安全･監視市民委員会
主婦連合会
生活クラブ事業連合生活協同組合連合会
一般社団法人グリーンコープ共同体
特定非営利活動法人 日本消費者連盟
我孫子市消費者の会
千葉県消費者団体連絡協議会
東京都地域消費者団体連絡会
新日本婦人の会中央本部
遺伝子組み換え食品いらない!キャンペーン
たねと食とひと@フォーラム

報告書作成メンバー

食の安全･監視市民委員会
　伊藤康江　神山美智子　山浦康明　蓮尾隆子　守屋由紀枝
東京都地域消費者団体連絡会
　奥田明子
主婦連合会
　佐野真理子　山根香織
生活クラブ事業連合生活協同組合連合会
　清水亮子　渡辺繁美
我孫子市消費者の会
　和田三千代
たねと食とひと@フォーラム
　西分千秋

食品表示を考える市民ネットワーク活動報告書 私たちの10年
発行日 2021年3月3日
発行者 食品表示を考える市民ネットワーク

101-0054 東京都千代田区神田錦町 3-21
ちよだプラットフォームスクウェア 1342
たねと食とひと@フォーラム気付
電話 03-6869-7206 FAX 03-6869-7204